

○沖縄県使用料及び手数料条例

沖縄県使用料及び手数料条例

昭和47年 5月15日  
条例第47号

改正	昭和48年 1月 5日 条例第 3号 昭和49年10月21日 条例第38号 昭和51年 3月30日 条例第 3号 昭和52年 3月31日 条例第 3号 昭和58年 1月 6日 条例第 1号 昭和58年 7月18日 条例第28号 昭和62年 4月 1日 条例第 9号 平成元年 3月31日 条例第 8号 平成 5年10月21日 条例第23号 平成 6年 4月 1日 条例第17号 平成 9年 5月20日 条例第12号 平成11年 3月31日 条例第 5号 平成12年10月13日 条例第66号 平成13年 3月30日 条例第 9号 平成13年12月21日 条例第43号 平成14年12月27日 条例第58号 平成15年 3月31日 条例第10号 平成15年12月25日 条例第43号 平成16年12月28日 条例第41号 平成18年 3月31日 条例第 8号 平成19年 3月30日 条例第 5号 平成19年 3月30日 条例第10号 平成19年10月19日 条例第50号 平成20年 3月28日 条例第10号 平成20年 7月28日 条例第28号 平成21年 3月28日 条例第16号 平成21年10月29日 条例第41号 平成22年 7月27日 条例第30号 平成23年 7月26日 条例第29号 平成24年 3月30日 条例第10号 平成25年12月27日 条例第73号 平成26年 3月31日 条例第13号 平成27年 3月31日 条例第 7号 平成27年12月25日 条例第56号 平成29年 3月31日 条例第 6号 平成29年12月28日 条例第35号 平成31年 3月29日 条例第 6号 令和元年 7月25日 条例第33号	昭和48年 3月29日 条例第26号 昭和50年10月29日 条例第46号 昭和51年12月27日 条例第44号 昭和54年12月25日 条例第36号 昭和58年 1月31日 条例第 7号 昭和61年 3月29日 条例第 9号 昭和62年 7月17日 条例第31号 平成 4年 3月31日 条例第 8号 平成 6年 3月31日 条例第 2号 平成 7年 3月31日 条例第 4号 平成10年 3月31日 条例第 7号 平成12年 3月31日 条例第 5号 平成12年12月27日 条例第73号 平成13年 7月12日 条例第31号 平成14年 3月30日 条例第 9号 平成15年 3月31日 条例第 5号 平成15年10月24日 条例第31号 平成16年 3月25日 条例第 8号 平成17年 3月31日 条例第 9号 平成18年 3月31日 条例第37号 平成19年 3月30日 条例第 8号 平成19年10月19日 条例第49号 平成19年12月27日 条例第58号 平成20年 3月31日 条例第25号 平成21年 3月28日 条例第11号 平成21年 7月28日 条例第32号 平成22年 3月29日 条例第10号 平成23年 3月31日 条例第13号 平成23年 7月26日 条例第30号 平成25年 3月30日 条例第13号 平成26年 3月31日 条例第12号 平成26年10月21日 条例第48号 平成27年 3月31日 条例第 8号 平成28年 3月31日 条例第 9号 平成29年10月31日 条例第24号 平成30年 3月30日 条例第 7号 令和元年 7月25日 条例第32号 令和元年10月31日 条例第45号
----	--	--

注 令和元年10月31日 条例第45号により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行される部分は、本文に直接改正を加えないで、改正文を当該条文の末尾に枠で囲って掲げた。

沖縄県使用料及び手数料条例をここに公布する。

沖縄県使用料及び手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第228条の規定に基づき、使用料及び手数料について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(使用料及び手数料の徴収)

第2条 県は、法第225条及び第227条の規定により別表第1から別表第3までに掲げる名称及び金額の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を徴収する。

一部改正〔平成10年条例7号・12年5号〕

(使用料等の納期)

第3条 使用料等は、使用の都度又は許可、登録等を申請する際、許可、免許、登録等の証票の交付、再交付、書換え等を受ける際若しくは検診、注射、検査等を受ける際に納付しなければならない。

一部改正〔昭和62年条例31号・12年5号〕

(実費負担)

第4条 試験又は検査のため職員の出張を依頼するときは、県所定の旅費及び試験、検査用器具の運搬費その他実費を負担しなければならない。

(使用料等の減免)

第5条 知事は、特別の理由があると認める者については、使用料等を減免することができる。

(不還付)

第6条 既に納められた使用料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた使用料等の額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

一部改正〔平成12年条例5号〕

(規則への委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前の琉球政府の法令による使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年1月5日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月29日条例第26号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月21日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月29日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日条例第3号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月27日条例第44号）

この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年12月25日条例第36号）

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月6日条例第1号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日条例第7号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月18日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月29日条例第9号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第9号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月17日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年3月31日条例第8号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月21日条例第23号）

この条例は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第4号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月20日条例第12号）

この条例は、平成9年6月1日から施行する。（後略）

附 則（平成10年3月31日条例第7号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第2衛生環境研究所手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる手数料に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年10月13日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月27日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附 則（平成13年3月30日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2へき地巡回診療手数料の項の改正規定並びに別表第3医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造又は輸入の承認事項一部変更の承認申請手数料の項、家畜検査手数料の項、家畜の注射又は薬浴の手数料の項、家畜投薬手数料の項及び家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第3開発行為許可申請手数料の項、開発行為変更許可申請手数料の項、市街化調整区域

内等における建築物の特例許可申請手数料の項及び予定建築物等以外の建築等許可申請手数料の項の改正規定、同表市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認申請手数料の項を削る改正規定並びに同表開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料の項及び開発登録簿の写しの交付手数料の項の改正規定 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）の施行の日

- (3) 別表第3解体工事業登録申請手数料の項及び解体工事業登録更新申請手数料の項の改正規定 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第1条第1号の政令で定める日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月12日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第43号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第3第1種フロン類回収業者登録申請手数料の項及び第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例別表第2建設材料試験手数料に係る規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成14年3月30日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、准看護婦又は准看護師の免許手数料の項、准看護婦又は准看護師の試験手数料の項、准看護婦試験合格証明書又は准看護師試験合格証明書の交付手数料の項、准看護婦免許証又は准看護師免許証の書換え交付手数料の項、准看護婦免許証又は准看護師免許証の再交付手数料の項、助産婦名簿謄本交付手数料の項、保健婦免状書換え交付手数料の項、看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料の項、保健婦免状再交付手数料の項、看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料の項、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料の項、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料の項、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料の項、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票書換え交付手数料の項及び毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票再交付手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月27日条例第58号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第3鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料の項、狩猟免許申請手数料の項、狩猟免状再交付手数料の項、狩猟免許更新申請手数料の項、狩猟者登録手数料の項、狩猟者登録証再交付手数料の項及び狩猟者記章再交付手数料の項の改正規定は平成15年4月16日から、同表保育士登録手数料の項、保育士登録証書換え交付手数料の項及び保育士登録証再交付手数料の項の改正規定は平成15年11月29日から施行する。

(保育士登録の準備手続に係る手数料の徴収)

- 平成15年4月1日から平成15年11月28日までの間において、児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)附則第2条の規定により同法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18に規定する登録に関する事務に関し必要な準備行為として行う同条第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査については、1件につき4,200円の手数を徴収する。

(経過措置)

- この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月24日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年12月25日条例第43号)

(施行期日)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3貸金業者の登録申請手数料の項及び貸金業者の登録更新申請手数料の項の改正規定は平成16年1月1日から、同表家畜検査手数料の項の改正規定(「、寄生虫1頭1回につき200円」を削る部分に限る。)は公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月25日条例第8号)

(施行期日)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3解体業許可申請手数料の項、解体業許可更新申請手数料の項、破砕業許可申請手数料の項、破砕業許可更新申請手数料の項及び破砕業変更許可申請手数料の項の改正規定は同年7月1日から、同表高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業許可申請手数料の項の改正規定は平成17年4月1日から、同表家畜の注射又は薬浴の手数料の項の改正規定(「又は1羽1回」を削る部分に限る。)は公布の日から施行する。

(高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の準備手続に係る手数料の徴収)

- 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間において、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)附則第17条第2項の規定により同法第2条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項に規定する許可に関する事務に関し必要な準備行為として行う同項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査については、1件につき29,000円の手数を徴収する。

(経過措置)

- この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月28日条例第41号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第9号)

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第3優良宅地造成認定申請手数料の項、優良住宅新築認定申請手数料の項、特定住宅用地認定申請手数料の項及び譲渡予定価額審査手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）別表第3優良宅地造成認定申請手数料の項、優良住宅新築認定申請手数料の項、一般旅券渡航先追加手数料の項及び一般旅券記載事項訂正手数料の項の改正規定、同表一般旅券再発給手数料の項を削る改正規定並びに次項の規定 公布の日

（2）別表第3建築物環境衛生総合管理業者登録手数料の項の次に次のように加える改正規定 平成18年6月1日

（経過措置による特定動物飼養等許可に係る手数料の徴収）

2 この条例の公布の日から平成18年5月31日までの間において、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定の例により申請することができることとされる同項に基づく許可の申請に対する審査については、1件につき15,500円の手数を徴収する。

（経過措置）

3 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日条例第37号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第5号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月19日条例第49号）

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

附 則（平成19年10月19日条例第50号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月31日 条例第25号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月28日 条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

（可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に係る手数料の徴収）

- 2 平成20年 8 月 1 日から同年 9 月30日までの間において、温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第 6 条の規定により同法による改正後の温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の 5 第 1 項の規定の例による可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査については、1 件につき7, 400円の手数料を徴収する。

附 則（平成21年 3 月28日 条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成21年 3 月28日 条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 狩猟免許申請手数料の項、狩猟免許再交付手数料の項、狩猟免許更新申請手数料の項、狩猟者登録手数料の項及び狩猟者変更登録手数料の項の改正規定は同月16日から、同表特定動物飼養等変更許可申請手数料の項の次に犬又はねこの引取り手数料の項を加える改正規定は同年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第 6 条又は第18条の規定により抑留され、施行日以後に返還する犬についての犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料の額の算定に係る返還までの日数のうち当該犬を抑留した日から施行日の前日までの日数に乗ずる額は、改正後の別表第 3 犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年 7 月28日 条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月29日 条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第 1 条本文の政令で定める日（以下「法の施行日」という。）から施行する。〔平成22年 4 月 1 日〕ただし、次項の規定は、この条例の公布の日又は同条ただし書の政令で定める日のいずれか遅い日（以下「準備行為の施行日」という。）から施行する。

（準備行為として行う汚染土壌処理業の許可の申請に係る手数料の徴収）

- 2 準備行為の施行日から法の施行日の前日までの間において、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により同法による改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第 2 項の規定の例による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査については、1 件につき240, 000円の手数料を徴収する。

附 則（平成22年 3 月29日 条例第10号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 7 月27日 条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の [沖縄県使用料及び手数料条例](#) の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月31日 条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成23年7月26日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年7月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月30日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第3に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月27日条例第73号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1 工芸技術支援センター使用料の項の改正規定、別表第2 工芸技術支援センター手数料の項の改正規定並びに別表第3 動物取扱業登録申請手数料の項、動物取扱業登録更新申請手数料の項及び犬又はねこの引取り手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第3 薬局開設許可更新申請手数料の項、登録販売者試験手数料の項、販売従事登録申請手数料の項、販売従事登録証書換え交付手数料の項及び販売従事登録証再交付手数料の項の改正規定は、この条例の公布の日又は薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律(平成25年法律第103号)附則第1条本文の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月21日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年6月1日から



施行する。

(経過措置)

- 2 第1条又は第2条の規定による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、これらの規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日条例第8号)

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日条例第56号)

この条例は、平成27年12月26日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第3種畜証明書書換え交付手数料の項、種畜証明書再交付手数料の項、家畜人工授精師免許証書換え交付手数料の項及び家畜人工授精師免許証再交付手数料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年10月31日条例第24号)

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日条例第35号)

この条例は、平成30年1月4日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定(次号に規定する改正規定を除く。) 平成31年4月1日

(2) 第1条中別表第3の改正規定(解体工事業登録更新申請手数料の項の次に次のように加える部分に限る。) 平成31年6月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 第1条又は第2条の規定による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、これらの規定の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月25日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月31日条例第45号）

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	区分	単位	金額	備考
海洋温度差発電実証試験設備使用料	海洋温度差発電実証試験設備	1時間につき	3,590円	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
工業技術センター使用料	TOC分析装置	1時間につき	990円	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
	分光光度計	同	310円	
	高速液体クロマトグラフ	同	990円	
	原子吸光光度計	同	1,390円	
	ガスクロマトグラフ	同	1,080円	
	スプレードライヤー	同	690円	
	凍結乾燥機	同	740円	
	レオメーター	同	470円	
	振盪（とう）培養機	同	210円	
	ジョークラッシャー	同	240円	
	ロールクラッシャー	同	550円	
	スタンプミル	同	220円	
	ポットミル	同	130円	
	トロンミル	同	350円	
	自動タタラ成形機	同	600円	
	小型攪（かく）拌（はん）播（らい）潰（かい）機	同	140円	
	乾燥機	同	270円	
	分析用電気炉	同	430円	
	電気炉	同	840円	
	高温電気炉	同	570円	
	ガス窯	同	1,070円	
	オートグラフ	同	1,250円	
	立フライス盤	同	810円	
	マシニングセンター	同	2,630円	
	ワイヤーカット放電加工機	同	2,340円	
	3次元座標測定装置	同	3,020円	
	遠心分離器	同	220円	
	スモークハウス	同	390円	
	インキュベーター	同	100円	
	オートクレーブ	同	160円	
真空乾燥機	同	960円		
微粉粉碎器	同	1,550円		
混合機	同	380円		
NC旋盤	同	2,030円		
射出成型装置	同	4,630円		

ブラストマシン	同	210円
顕微F Tー I R測定装置	同	1,230円
イオンクロマトグラフ装置	同	460円
オゾン処理装置	同	890円
自動製麴装置	同	2,380円
水分活性測定装置	同	570円
卓上脱塩機	同	340円
エバポレーター	同	110円
混練機	同	390円
ロータップふるい振盪（とう）機	同	460円
表面粗さ測定機	同	590円
研磨機	同	310円
マイクロビッカース硬度計	同	620円
被覆アーク溶接機	同	560円
炭酸ガスアーク溶接機	同	710円
旋盤	同	790円
万能材料試験機	同	1,670円
粒度分布測定装置	同	1,200円
生物顕微鏡	同	370円
デジタルマイクロスコープ	同	330円
油圧シャー	同	420円
精密平面研削盤	同	1,200円
熱風循環乾燥機	同	170円
中型ロータリーエバポレーター	同	180円
中容量抽出装置	同	260円
ロータリーカッター式粉碎機	同	170円
CAD/CAMシステム	同	380円
流体解析用CAD/CAEシステム	同	2,580円
開先加工機	同	1,070円
プレス機	同	910円
レーザー加工機	同	3,000円
示差熱分析装置	同	1,290円
超臨界抽出装置	同	2,150円
電磁波殺菌装置	同	1,620円
流動層造粒装置	同	990円
誘導結合プラズマ質量分析計	同	4,450円
キセノンウェザーメーター	同	770円
熱処理装置	同	2,700円
ロックウェル硬さ試験機	同	200円
ラピッドプロトタイピング装置	同	1,990円
V型混合器	同	50円
崩壊試験器	同	30円
錠剤摩損度試験器	同	30円
溶出試験器	同	150円
スチームコンベクションオープン	同	300円
酒類用振動式密度計	同	120円
NCフライス盤	同	2,110円
TIG溶接機	同	350円
高速細穴放電加工機	同	340円
中型凍結乾燥機	同	180円

	小型遠心分離機	同	200円	
	温度データロガー	同	180円	
	ポータブル水分活性測定装置	同	200円	
	真空包装ホットパック	同	240円	
	ポータブル色彩色差計	同	400円	
	乾式粒度分布測定装置	同	1,900円	
	ドラムドライヤー	同	2,220円	
	ホモジナイザー	同	2,360円	
	気流式粉砕機	同	2,580円	
	アトマイザー	同	1,810円	
	ジュール殺菌装置	同	3,240円	
	卓上型電子顕微鏡	同	1,820円	
	蛍光X線分析装置	同	2,100円	
	食品微生物迅速自動検査機	同	50円	
	ATP拭取り機	同	150円	
	自動コロニーカウンター	同	370円	
	自動スパイラルプレーター	同	410円	
	ハンドヘルド蛍光X線分析計	同	1,040円	
	超高速ガスクロマトグラフ装置	同	2,260円	
	におい嗅ぎ装置	同	3,050円	
	ブライン凍結機	同	630円	
	過熱水蒸気オーブン	同	1,740円	
	無菌充填機	同	1,800円	
	加熱乾燥式水分計	同	20円	
	X線回折装置	同	580円	
	順相用高速液体クロマトグラフ	同	740円	
	示差走査熱量計	同	630円	
	金属粉末積層造形機	同	9,120円	
	ガスクロマトグラフ質量分析装置	同	820円	
	遠心エバポレーター	同	70円	
	非接触3次元測定器	同	680円	
	大型電動ミンサー	同	70円	
	マルチモードマイクロプレートリーダー	同	300円	
	超遠心粉砕機	同	150円	
	大容量試料循環装置	同	280円	
	圧延式製麺機	同	180円	
	万能衝撃試験機	同	230円	
	画像測定装置	同	400円	
	大型培養装置	同	1,690円	
	循環型培養装置	同	1,340円	
	反応蒸留装置	同	790円	
	大容量送液ポンプ	同	30円	
工芸振興センター使用料	繰返機	1時間につき	140円	1時間未満の場合は、1時間として計算する。
	繰（かせ）揚機	同	140円	
	染色機	同	640円	
	蒸し機	同	890円	
	ボールミル	同	140円	
	万能ミキサー	同	140円	

合撚（ねん）機	同	260円	
糸引張試験機	同	520円	
染色耐光試験機	同	680円	
染色摩擦試験機	同	450円	
染色洗濯試験機	同	450円	
染色汗試験機	同	450円	
つりのこ盤	同	200円	
丸のこ昇降盤	同	290円	
手押しかんな機	同	280円	
手動角のみ盤	同	250円	
自動一面かんな盤	同	350円	
糸のこ機	同	240円	
ベルトサンダー	同	350円	
木材乾燥機	同	340円	
塗装ブース	同	410円	
木工ろくろ	同	310円	
成形プレス装置	同	1,000円	
フラッシュプレス	同	240円	
木工倣い旋盤	同	300円	
帯のこ盤	同	390円	
ルーターマシン	同	340円	
リップソー	同	540円	
ロックングマシン	同	500円	
NCルーター	同	1,700円	
コンピュータカッティングマシン	同	1,470円	
コッピングマシン	同	1,870円	
回転装置付漆乾燥庫	同	210円	
水洗場	同	330円	
インクジェットプリンター	日本産業規格A列0番 日本産業規格A列1番 日本産業規格A列2番 日本産業規格B列0番 日本産業規格B列1番 日本産業規格B列2番 日本産業規格B列3番	1枚につき 同 同 同 同 同 同	9,660円 4,820円 2,410円 14,510円 7,240円 3,620円 1,810円
微粒子粉碎機		1時間につき	300円
分光測色計		同	80円
巻取機		同	30円
保健所使用料	1 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算出した額の8割に相当する額とする。ただし、これによることが適当でないものについては、診療報酬の算定方法により算出した額の8割に相当する額を超えない範囲内において、知事が定める額とする。 2 前項によることができない場合は、知事が別に定める。		

全部改正〔平成6年条例2号〕、一部改正〔平成6年条例17号・9年12号・10年7号・11年5号・12年5号・13年9号・15年5号・17年9号・18年8号・37号・19年8号・20年25号・21年16号・22年10号・23年13号・24年10号・25年13号・73号・26年12号・27年7号・30年7号・31年6号・令和元年32号〕

別表第2（第2条関係）

名称	区分		単位	金額	備考
地籍調査成果手数料	地籍図根点	閲覧	一点又は一路線につき	200円	
		交付	一葉につき	370円	
	地籍図	閲覧	一筆につき	300円	
		交付	一葉につき	450円	
	小字集成図	閲覧	一筆につき	300円	
		交付	一葉につき	450円	
	定性分析	蛍光X線装置による分析	1 試料につき	4,940円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
		赤外分光光度計による分析	同	4,970円	
		ガスクロマトグラフ質量分析計による分析	同	3,070円	
		質量分析計による分析	同	9,520円	
	定量分析	誘導結合プラズマ質量分析計による分析	1 成分につき	3,030円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
		原子吸光光度計による分析	同	3,650円	
		イオンクロマトグラフによる分析	同	3,260円	
		容量法による分析	同	3,820円	
		重量法による分析	同	3,820円	
		容量法及び重量法の組合せによる分析	同	6,170円	
		水の有機炭素濃度測定	1 試料につき	2,930円	
		比色法による分析	1 成分につき	3,340円	
		ガスクロマトグラフによる分析	同	5,060円	
		ガスクロマトグラフ質量分析計による分析	同	5,350円	
		液体クロマトグラフによる分析	同	5,500円	
		水分測定	1 試料につき	2,930円	
		灰分測定	同	2,900円	
		塩分測定	同	2,890円	
		総酸測定	同	2,890円	
還元糖測定	同	3,170円			
全糖測定	同	3,170円			
強熱減量測定	同	2,600円			
pH測定	同	1,280円			

工業技術センター手数料

熱分析	耐火度試験（SK20以下）	1 試料につき	1,890円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
	耐火度試験（SK26以上）	同	3,850円	
熱膨張試験	同	1,650円		
熱天秤（びん）試験	同	1,640円		
示差熱分析	同	2,020円		
材料試験	金属材料の引張試験	1 試料につき	1,530円	引張強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに490円を加算する。
	金属材料の圧縮試験	1 試料につき	1,560円	圧縮強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに490円を加算する。
	金属材料の曲げ試験	1 試料につき	1,540円	強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに640円を加算する。
	金属材料の衝撃試験	同	1,330円	
	ビッカース硬さ試験	同	1,130円	
	ロックウェル硬さ試験	同	1,070円	
	ブリネル硬さ試験	同	1,160円	
	無機材料の圧縮試験	同	950円	
	無機材料の曲げ試験	同	730円	
	樹脂材料の衝撃試験	同	1,500円	
	滑り試験	同	1,480円	
色差測定	同	1,880円		
オートグラフによる強度試験	1 試料につき	1,420円	強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに640円を加算する。	
万能材料試験機による強度試験	1 試料につき	1,520円	強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに810円を加算する。	

	吸水率測定	1 試料につき	670円	
	比重測定	同	670円	
精密測定	形状測定	1 件につき	1,870円	
	表面粗さ測定	同	1,630円	
顕微鏡試験	電子顕微鏡試験	1 枚につき	4,780円	
	光学顕微鏡試験	同	2,170円	
	金属顕微鏡試験	同	3,170円	
表面処理試験	塩水噴霧試験	1 試料につき	1,680円	100時間を経過するごとに1,470円を加算する。
	腐食促進試験	1 試料につき	1,600円	100時間を経過するごとに1,560円を加算する。
	めっき付着量試験（膜厚計による厚さ測定） めっき付着量試験（日本産業規格試験）	1 試料につき 同	1,830円 2,790円	
食品試験	酒類用振動式密度計によるアルコール度数測定	1 試料につき	780円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
	屈折計による糖度測定	同	2,020円	
	一般生菌数測定	同	3,390円	
	大腸菌群測定	同	3,390円	
物理化学試験	X線回折試験	1 試料につき	4,530円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
	粒度分布測定	同	2,320円	
	デザイン調整	1 件につき	2,430円	1 時間を経過するごとに1,920円を加算する。
	成績書の複本	1 通につき	420円	
	引張り強さ及び伸び試験	1 点につき	1,590円	



工芸振興センター手数料	繊維の試験	番手（織度）試験	同	1,210円	
		糸長試験	同	1,210円	
		撚（よ）り数試験	同	1,210円	
		曲げ試験	同	1,490円	
	染色堅ろう度試験	耐光試験	1点につき	4,730円	日本産業規格6級までとする。
		洗濯試験	1点につき	1,560円	
		汗試験	同	1,390円	
		摩擦試験	同	1,390円	
	染料、材料又は薬剤鑑定試験	染料部属判定試験	1点につき	1,750円	
		染糊（のり）剤鑑定試験	同	1,750円	
		浸染試験	1点につき	2,290円	
		捺（な）染試験	同	2,220円	
		粒度測定試験	1点につき	1,410円	
	原材料強弱試験	引張試験	1件につき	3,210円	
		曲げ試験	同	3,640円	
		圧縮試験	同	3,210円	
		せん断試験	同	3,640円	
		割裂試験	同	3,640円	
		硬度試験	同	3,640円	
	物性試験	比重測定	1件につき	1,580円	
		含水率測定	1件につき	1,790円	絶乾重量法による場合
		塗料一般試験	1件につき	1,770円	
	接着試験	常態試験	1件につき	1,680円	
		耐水試験	同	1,680円	
		合板一般試験	同	2,340円	
	製品試験	家具強度試験	1点につき	1,420円	
		家具耐久性試験	同	14,650円	
	畜産研究センター手数料	定量分析		1件につき	3,660円
家畜改良センター手数料	豚産肉能力直接検定		1頭につき	28,000円	
	微生物検査	細菌培養検査（特殊）	1件につき	3,150円	
		ウイルス分離試験	同	14,640円	
	食品検査	一般食品検査	1件につき	1,530円	
		一般細菌数検査	同	1,830円	
		大腸菌群検査（定性）	同	2,830円	
	大腸菌群検査（定量）	同	2,830円		
	乳酸菌製品検査				

衛生環境研究所手数料	微生物検査	査	乳酸菌検査（定量）	同	2,560円	
			一般細菌数検査	同	1,330円	
			大腸菌群検査（定性）	同	1,730円	
			乳及び乳製品検査	同	3,350円	
		環境衛生検査	空中落下細菌検査	1件につき	1,180円	
			飲食器具及び容器包装検査	同	1,350円	
		医動物検査	殺虫剤効力試験	1項目につき	7,590円	
			生物同定試験	同	2,700円	
			寄生虫検査	同	200円	
	食品、食品添加物、食品の器具及び容器包装の試験等	規格検査	乳、加工乳等の検査	1件につき	4,180円	
			乳製品等の検査	同	4,100円	
			清涼飲料水の検査	同	7,670円	
食品添加物の検査						
普通なもの			同	4,330円		
複雑なもの			同	9,350円		
器具及び容器包装の検査		普通なもの	同	3,660円		
		複雑なもの	同	8,500円		
		理化学試験等	定性試験			
			簡易なもの	1項目につき	1,300円	
複雑なもの	同		3,970円			
定量試験						
簡易なもの	同		1,500円			
普通なもの	同		3,330円			
複雑なもの	同	6,150円				
特殊なもの	同	24,710円				
医薬品、医薬部外品、化粧品、衛生用品等の理化学試験	定性試験	簡易なもの	1項目につき	1,200円		
		複雑なもの	同	3,430円		
家庭用品の有害物質の試験	定量試験	簡易なもの	1項目につき	2,000円		
		普通なもの	同	4,220円		
		複雑なもの	同	10,200円		
水質の試験（生物、細菌）	水道法（昭和32年法律第177号）第4条の水質基準による飲料水理化学検査	特殊なもの	同	22,030円		
		簡易なもの	1項目につき	2,200円		
		普通なもの	同	4,900円		
		複雑なもの	同	9,330円		
		水道法（昭和32年法律第177号）第4条の水質基準による飲料水理化学検査	1件につき	177,490円		

等の試験は除く。)	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項第3号イ本文の検査		1件につき	5,030円	
	温泉の試験	中分析試験 小分析試験	1件につき 同	74,750円 22,030円	
空気試験	室内環境の試験	定量試験 簡易なもの	1項目につき	1,000円	
		普通なもの	同	2,330円	
		複雑なもの	同	4,750円	
		特殊なもの	同	18,530円	
	煙道ガスの測定	ばいじん濃度の測定	1煙道の1検体につき	10,100円	
		ガス成分の測定	1項目につき	4,100円	
		重金属の測定	同	5,100円	
	浮遊粉じんの測定	粉じん量の測定	1検体につき	1,850円	
		陰イオン及び有機物の測定	1項目につき	3,790円	
		重金属の測定	同	5,500円	
ガス成分の試験	簡易なもの	1項目につき	1,250円		
	複雑なもの	同	6,210円		
悪臭物質の試験		1項目につき	12,500円		
騒音の測定	音圧レベル及び騒音レベルの測定		1測定1回につき	1,050円	
	上記以外のものの測定		同	1,520円	
生体試料の試験	複雑なもの		1項目につき	7,240円	
	特殊なもの		同	22,940円	
証明書			1通につき	310円	
へき地巡回診療手数料	健康診断及び診療手数料			診療報酬の算定方法により算定した額に相当する額	
諸証明手数料	知事が規則で定める諸証明		1通につき	1,000円以内で知事が規則で定める額	

一部改正〔昭和48年条例3号・26号・49年38号・50年46号・51年3号・44号・52年3号・54年36号・58年1号・7号・28号・61年9号・62年9号・31号・平成元年8号・4年8号・5年23号・6年2号・7年4号・9年12号・10年7号・11年5号・12年5号・13年9号・43号・16年8号・17年9号・18年8号・37号・19年8号・21年16号・23年13号・24年10号・25年13号・73号・26年12号・27年7号・28年9号・29年6号・30年7号・31年6号・令和元年32号〕

別表第3（第2条関係）

名称	手数料を徴収する事務	金額
----	------------	----

優良宅地造成認定申請手数料	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき190,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき260,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき390,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき510,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき660,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき870,000円
優良住宅新築認定申請手数料	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは1件につき6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1件につき8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1件につき13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは1件につき35,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは1件につき43,000円、50,000平方メートルを超えるときは1件につき58,000円
特定住宅用地認定申請手数料	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第19条第11項又は第38条の5第9項に規定する住宅用地の譲渡に該当するものであることについての認定の申請に対する審査	1件につき47,000円
譲渡予定価額審査手数料	租税特別措置法施行令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4号に規定する譲渡予定価額に関する申出に対する審査	1件につき43,000円
不動産鑑定業者登録申請手数料	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録の申請に対する審査	1件につき15,600円
不動産鑑定業者更新登録申請手数料	不動産の鑑定評価に関する法律第22条第3項の規定に基づく不動産鑑定業者の更新の登録の申請に対する審査	1件につき12,400円
貸金業者の登録	貸金業法（昭和58年法律第32号）第3	1件につき150,000円

申請手数料	条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	
貸金業者の登録更新申請手数料	貸金業法第3条第2項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき150,000円
一般旅券発給手数料	旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	1件につき2,000円
一般旅券渡航先追加手数料	旅券法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	1件につき300円
一般旅券査証欄増補手数料	旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	1件につき500円
猟銃等製造事業許可申請手数料	武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条第1項の規定に基づく猟銃等製造事業の許可の申請に対する審査	1件につき85,000円
猟銃等販売事業許可申請手数料	武器等製造法第19条第1項の規定に基づく猟銃等販売事業の許可の申請に対する審査	1件につき73,000円
猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の猟銃等の製造又は販売の種類の変更許可申請手数料	武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく猟銃等の製造又は販売の種類の変更の許可の申請に対する審査	猟銃等製造事業者に係るものにあつては1件につき36,000円、猟銃等販売事業者に係るものにあつては1件につき25,000円
猟銃等製造事業者の工場若しくは事業場又は猟銃等販売事業者の店舗の移転許可申請手数料	武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく猟銃等製造事業者の工場若しくは事業場又は猟銃等販売事業者の店舗の移転の許可の申請に対する審査	猟銃等製造事業者に係るものにあつては1件につき78,000円、猟銃等販売事業者に係るものにあつては1件につき61,000円
電気工事士免状交付手数料	電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定に基づく電気工事士免状の交付	第一種電気工事士免状にあつては1件につき6,000円、第二種電気工事士免状にあつては1件につき5,300円
電気工事士免状再交付手数料	電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）第4条第1項の規定に基づく電気工事士免状の再交付	1件につき2,700円
電気工事士免状書換え手数料	電気工事士法施行令第5条の規定に基づく電気工事士免状の書換え	1件につき2,100円
登録電気事業者登録申請手数料	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条第1項の規定に基づく電気工事業者の登録の申請に対する審査	1件につき22,000円
登録電気事業者更新登録申請手数料	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の規定に基づく更新の登録の申請に対する審査	1件につき12,000円
登録電気事業者登録証の訂正手数料	電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項の規定に基づく登録証の訂正	1件につき2,200円
登録電気工事業	電気工事業の業務の適正化に関する法	1件につき2,200円

者登録証の再交付手数料	律第12条の規定に基づく登録証の再交付	
登録電気工事業者登録簿謄本交付手数料	電気工事業者の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿の謄本の交付	用紙1枚につき600円
登録電気工事業者登録簿閲覧手数料	電気工事業者の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回につき440円
鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき3,400円
狩猟免許申請手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者に係るものにあつては1件につき3,900円、その他の者に係るものにあつては1件につき5,200円
狩猟免許再交付手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	1件につき1,000円
狩猟免許更新申請手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	1件につき2,900円
狩猟者登録手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録	1件につき1,800円
狩猟者変更登録手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第1項の規定に基づく狩猟者の変更登録	1件につき1,800円
狩猟者登録証再交付手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	1件につき1,100円
狩猟者記章再交付手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく記章の再交付	1件につき1,000円
土地掘削許可申請手数料	温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	1件につき125,000円
土地掘削許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき7,400円
掘削施設等の変更許可申請手数料	温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	1件につき24,000円

ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料	温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	1件につき115,000円
ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき7,400円
ゆう出路増掘施設等の変更許可申請手数料	温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は増掘の方法について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	1件につき24,000円
温泉採取許可申請手数料	温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	1件につき35,000円
温泉採取許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき7,400円
可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	1件につき7,400円
温泉採取施設等の変更許可申請手数料	温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	1件につき24,000円
温泉利用許可申請手数料	温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	1件につき35,000円
温泉利用許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき7,400円
温泉成分分析機関登録申請手数料	温泉法第19条第1項の規定に基づく温泉成分分析機関の登録の申請に対する審査	1件につき50,000円
第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	1件につき5,000円
第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
搬出しようとする土壌の基準適合認定申請手数料	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項の規定に基づく搬出土壌の基準適合の認定の申請に対する審査	1件につき7,400円

料		
汚染土壌処理業許可申請手数料	土壌汚染対策法第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	1件につき240,000円
汚染土壌処理業許可更新申請手数料	土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき224,000円
汚染土壌処理業変更許可申請手数料	土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	1件につき222,000円
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円
汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認申請手数料	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円
汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1件につき70,000円
指定調査機関指定申請手数料	土壌汚染対策法第29条の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	1件につき30,900円
指定調査機関指定更新申請手数料	土壌汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	1件につき24,800円
特定有害物質の種類通知申請手数料	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第3条第3項の規定に基づく特定有害物質の種類通知の申請に対する審査	1件につき7,400円
汚染土壌処理業許可証書換え交付手数料	汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第14条第2項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可証の書換え交付	1件につき2,000円
汚染土壌処理業許可証再交付手数料	汚染土壌処理業に関する省令第14条第2項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可証の再交付	1件につき2,900円
一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき130,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき110,000円
一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき120,000円、その他の一般廃棄物処理施設に



		係るものにあつては1件につき 100,000円
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき33,000円
熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定更新申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円
一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1件につき70,000円
一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき70,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1件につき147,000円
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1件につき134,000円
産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき81,000円
産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき73,000円
産業廃棄物処分業許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき100,000円
産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき94,000円
産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき71,000円
産業廃棄物処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第	1件につき92,000円

業の変更許可申請手数料	14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき81,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき74,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき100,000円
特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき95,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき72,000円
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき95,000円
産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき140,000円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき120,000円
産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき130,000円、その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては1件につき110,000円
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき33,000円
熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設	1件につき20,000円

置者の認定更新申請手数料	設置者の認定の更新の申請に対する審査	
産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1件につき70,000円
産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき70,000円
廃棄物再生事業者登録申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	1件につき40,000円
引取業者登録申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	1件につき3,000円
引取業者登録更新申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき3,000円
フロン類回収業者登録申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	1件につき5,000円
フロン類回収業者登録更新申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
解体業許可申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	1件につき78,000円
解体業許可更新申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき70,000円
破砕業許可申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	1件につき84,000円
破砕業許可更新申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき77,000円
破砕業変更許可申請手数料	使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき67,000円
准看護師の免許手数料	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第8条の規定に基づく准看護師の免許	1件につき5,600円
准看護師再教育	保健師助産師看護師法第15条の2第2	戒告処分を受けた者に係るもの

研修手数料	項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	にあつては1人につき46,200円、その他の者に係るものにあつては1人につき76,200円
准看護師再教育研修修了登録申請手数料	保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請に対する審査	1件につき5,600円
准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	保健師助産師看護師法第16条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付	1件につき3,400円
准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	保健師助産師看護師法第16条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の再交付	1件につき4,100円
准看護師の試験手数料	保健師助産師看護師法第18条の規定に基づく准看護師試験の実施	1件につき6,900円
准看護師試験合格証明書の交付手数料	保健師助産師看護師法第18条及び第28条の規定に基づく准看護師試験合格証明書の交付	1件につき3,000円
准看護師免許証の書換え交付手数料	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	1件につき3,400円
准看護師免許証の再交付手数料	保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	1件につき4,100円
助産師名簿謄本交付手数料	保健師助産師看護師法施行令第10条の規定に基づく助産師名簿の謄本の交付	1件につき4,300円
保健師免状書換え交付手数料	保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく保健師免状の書換え交付	1件につき3,400円
看護師免状の書換え交付手数料	保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護師免状の書換え交付	1件につき3,400円
保健師免状再交付手数料	保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく保健師免状の再交付	1件につき4,100円
看護師免状の再交付手数料	保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく看護師免状の再交付	1件につき4,100円
病院開設許可申請手数料	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査	1件につき41,000円
診療所開設許可申請手数料	医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	1件につき18,000円
助産所開設許可申請手数料	医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可の申請に対する審査	1件につき11,000円
病院構造設備使用許可申請手数料	医療法第27条の規定に基づく病院の構造設備の検査及び使用許可の申請に対する審査	1件につき43,000円。ただし、申請者自ら検査を行う場合にあつては1件につき22,000円
診療所構造設備	医療法第27条の規定に基づく診療所の	1件につき22,000円。ただし、申

使用許可申請手数料	構造設備の検査及び使用許可の申請に対する審査	請者自ら検査を行う場合にあっては1件につき11,000円
助産所構造設備使用許可申請手数料	医療法第27条の規定に基づく助産所の構造設備の検査及び使用許可の申請に対する審査	1件につき16,000円。ただし、申請者自ら検査を行う場合にあっては1件につき8,000円
死体保存許可手数料	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	1件につき3,400円
診療エックス線技師免許証再交付手数料	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号）第8条第2項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の再交付	1件につき4,200円
診療エックス線技師免許証書換え交付手数料	診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第286号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第3条第1項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付	1件につき3,700円
衛生検査所登録申請手数料	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	1件につき80,000円
衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	1件につき8,200円
衛生検査所登録証明書再交付手数料	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	1件につき8,200円
衛生検査所登録変更申請手数料	臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	1件につき61,000円
栄養士免許手数料	栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定に基づく栄養士の免許	1件につき5,600円
栄養士免許証訂正手数料	栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第1条第1項の規定に基づく栄養士免許証の訂正	1件につき3,200円
栄養士免許証再交付手数料	栄養士法施行令第1条第2項の規定に基づく栄養士免許証の再交付	1件につき3,600円
受胎調節実地指導員指定証交付手数料	母体保護法施行令（昭和24年政令第16号）第1条第1項の規定に基づく受胎調節実地指導員の指定証の交付	1件につき4,000円
受胎調節実地指導員標識交付手数料	母体保護法施行令第1条第2項の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の交付	1件につき3,100円

数料	付	
受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	母体保護法施行令第3条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の訂正	1件につき2,400円
受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	母体保護法施行令第5条の規定に基づく受胎調節実地指導員指定証の再交付	1件につき2,800円
受胎調節実地指導員標識再交付手数料	母体保護法施行令第5条の規定に基づく受胎調節実地指導員標識の再交付	1件につき2,500円
大麻取扱者免許申請手数料	大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査	1件につき6,800円
大麻取扱者登録変更手数料	大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更	1件につき3,300円
大麻取扱者免許証再交付手数料	大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付	1件につき3,300円
犬の狂犬病予防注射手数料	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第5条第1項又は第13条の規定に基づく狂犬病の予防注射	1頭につき2,450円
犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料	狂犬病予防法第6条又は第18条の規定に基づく犬の抑留中の飼養管理及び返還	1頭につき4,000円に返還までの日数に350円を乗じて得た額を加算した額
毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	1件につき15,000円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請に係る経由手数料	毒物及び劇物取締法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	1件につき20,700円
毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき6,500円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請に係る経由手数料	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由	1件につき6,800円
毒物劇物取扱者試験手数料	毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	1件につき10,700円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請に係る経由手数料	毒物及び劇物取締法第9条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由	1件につき3,200円
毒物劇物販売業登録票書換え交	毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条第1項の規定に基づ	1件につき2,400円

付手数料	く毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	
毒物劇物販売業登録票再交付手数料	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	1件につき4,000円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定に基づく毒物及び劇物取締法第4条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	1件につき27,700円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定に基づく毒物及び劇物取締法第4条第4項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき10,400円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定に基づく毒物及び劇物取締法第9条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	1件につき5,200円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票書換え交付手数料	毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定に基づく同令第35条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付	1件につき2,400円
毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票再交付手数料	毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項の規定に基づく同令第36条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	1件につき4,000円
覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請に係る経由手数料	覚せい剤（\）い（\）剤取締法（昭和26年法律第252号）第4条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る経由	1件につき17,600円
覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者の指定申請手数料	覚せい剤（\）い（\）剤取締法第4条第2項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査	1件につき4,000円
覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由手数料	覚せい剤（\）い（\）剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る経由	1件につき2,900円

覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付手数料	覚せい（\）い（\）剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付	1件につき2,800円
覚せい剤原料取扱者の指定申請手数料	覚せい（\）い（\）剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	1件につき11,700円
麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許申請手数料	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬卸売業者に係るものにあつては1件につき14,800円、その他の者に係るものにあつては1件につき4,000円
麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付手数料	麻薬及び向精神薬取締法第10条第1項（同法第50条の4又は第50条の7において準用する場合を含む。）の規定に基づく麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者、向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付	1件につき2,800円
向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許申請手数料	麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬卸売業者に係るものにあつては1件につき14,800円、向精神薬小売業者に係るものにあつては1件につき4,000円
向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査	1件につき4,000円
調理師免許手数料	調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項の規定に基づく調理師の免許	1件につき5,600円
調理師試験手数料	調理師法第3条の2第1項の規定に基づく調理師試験の実施	1件につき6,100円
調理師免許証書換え交付手数料	調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第13条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付	1件につき3,200円
調理師免許証再交付手数料	調理師法施行令第14条第1項の規定に基づく免許証の再交付	1件につき3,600円
薬局開設許可申請手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基	1件につき29,200円



	づく薬局開設の許可の申請に対する審査	
薬局開設許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	1件につき11,300円
医薬品販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	1件につき29,200円
医薬品販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき11,300円
配置販売従事者身分証明書交付手数料	医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の交付	1件につき7,100円
配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の書換え交付	1件につき2,100円
配置販売従事者身分証明書再交付手数料	医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置販売従事者の身分証明書の再交付	1件につき2,900円
登録販売者試験手数料	医薬品医療機器等法第36条の8第1項の規定に基づく試験の実施	1件につき13,000円
販売従事登録申請手数料	医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく登録の申請に対する審査	1件につき7,100円
販売従事登録証書換え交付手数料	医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付	1件につき2,100円
販売従事登録証再交付手数料	医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく登録に係る登録証の再交付	1件につき2,900円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可申請手数料	医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	1件につき29,200円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき11,300円
再生医療等製品販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	1件につき29,200円
再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき11,300円
薬局開設許可証の書換え交付手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医	1件につき2,100円

	療機器等法施行令」という。) 第1条の5第1項の許可証の書換え交付	
薬局開設許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の許可証の再交付	1件につき2,900円
医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	1件につき2,900円
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の申請に対する審査	<p>ア 第1種医薬品製造販売業許可に係るもの(ウに掲げるものを除く。) 1件につき155,300円</p> <p>イ 第2種医薬品製造販売業許可に係るもの(ウに掲げるものを除く。) 1件につき130,900円</p> <p>ウ 薬局製造販売医薬品(医薬品医療機器等法施行令第3条に掲げる医薬品をいう。以下同じ。)の製造販売業の許可に係るもの1件につき5,700円</p> <p>エ 医薬部外品製造販売業許可に係るもの(オに掲げるものを除く。) 1件につき98,200円</p> <p>オ 医薬品医療機器等法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業の許可に係るもの1件につき74,700円</p> <p>カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき74,700円</p>
医薬品、医薬部外	医薬品医療機器等法施行令第80条の規	ア 第1種医薬品製造販売業許

<p>品又は化粧品の製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>定に基づく医薬品医療機器等法第12条第2項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>可に係るもの（ウに掲げるものを除く。）1件につき125,900円</p> <p>イ 第2種医薬品製造販売業許可に係るもの（ウに掲げるものを除く。）1件につき104,200円</p> <p>ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可に係るもの1件につき4,400円</p> <p>エ 医薬部外品製造販売業許可に係るもの（オに掲げるものを除く。）1件につき79,100円</p> <p>オ 医薬品医療機器等法施行令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業の許可に係るもの1件につき57,700円</p> <p>カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき57,700円</p>
<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料</p>	<p>定に基づく医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第26条第1項第3号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（無菌）」という。）に係るもの1件につき87,300円</p> <p>イ 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（一般）」という。）に係るもの（エに掲げるものを除く。）1件につき66,800円</p> <p>ウ 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係るもの1件につき31,900円</p> <p>エ 薬局製造販売医薬品に係るもの1件につき11,200円</p> <p>オ 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（無菌）」という。）に係るもの1件につき87,300円</p>

		<p>カ 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（一般）」という。）に係るもの1件につき43,100円</p> <p>キ 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係るもの1件につき31,900円</p> <p>ク 医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に掲げる区分（以下「化粧品製造区分（一般）」という。）に係るもの1件につき43,100円</p> <p>ケ 医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に掲げる区分（以下「化粧品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係るもの1件につき31,900円</p>
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき56,700円</p> <p>イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの（エに掲げるものを除く。）1件につき42,400円</p> <p>ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき21,400円</p> <p>エ 薬局製造販売医薬品に係るもの1件につき5,800円</p> <p>オ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき56,700円</p> <p>カ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき28,200円</p> <p>キ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき21,400円</p> <p>ク 化粧品製造区分（一般）に係るもの1件につき28,200円</p> <p>ケ 化粧品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき21,400円</p>
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可の区	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品、医薬部外品又は	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき72,100円</p> <p>イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき43,100円</p>

<p>分変更又は追加許可申請手数料</p>	<p>化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>るもの1件につき51,200円</p> <p>ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき25,400円</p> <p>エ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき72,100円</p> <p>オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき35,700円</p> <p>カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき25,400円</p> <p>キ 化粧品製造区分（一般）に係るもの1件につき35,700円</p> <p>ク 化粧品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき25,400円</p>
<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品医療機器等法第49条第1項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品に係るもの（イ及びウに掲げるものを除く。）1品目につき212,400円</p> <p>イ 日本薬局方に収められている医薬品に係るもの（ウに掲げるものを除く。）1品目につき38,700円</p> <p>ウ 薬局製造販売医薬品に係るもの1品目につき90円</p> <p>エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品に係るもの1品目につき76,100円</p> <p>オ 医薬部外品に係るもの1品目につき37,100円</p>
<p>医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、同条第1項又は第9項の承認申請時に受けるものの申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき47,200円</p> <p>イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき32,500円</p> <p>ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき15,200円</p> <p>エ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき47,200円</p> <p>オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき32,500円</p>

		<p>円</p> <p>カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき15,200円</p> <p>キ アからカまでに規定するものが医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における当該施設（以下「外部試験検査機関」という。）に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額</p> <p>ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき15,200円</p>
<p>医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、同条第1項の承認の取得後に定期的に受けるものの申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額</p> <p>イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額</p> <p>ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額</p> <p>エ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額</p> <p>オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000</p>

		<p>円を乗じて得た額を70,600円に加算した額</p> <p>カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額</p> <p>キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額</p> <p>ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額</p>
医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第9項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	<p>ア 医薬品医療機器等法第49条第1項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。）1品目につき104,500円</p> <p>イ 日本薬局方に収められている医薬品に係るもの（ウに掲げるものを除く。）1品目につき24,100円</p> <p>ウ 薬局製造販売医薬品に係るもの1品目につき90円</p> <p>エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品に係るもの1品目につき33,800円</p> <p>オ 医薬部外品に係るもの1品目につき22,500円</p>
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	<p>ア 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき155,300円</p> <p>イ 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき130,900円</p> <p>ウ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき98,200円</p> <p>エ 体外診断用医薬品製造販売業許可に係るもの1件につき</p>

		130,900円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第2項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	ア 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき125,900円 イ 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき104,200円 ウ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき79,100円 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可に係るもの1件につき104,200円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	ア 医療機器製造業登録に係るもの1件につき37,600円 イ 体外診断用医薬品製造業登録に係るもの1件につき37,600円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	ア 医療機器製造業登録に係るもの1件につき24,800円 イ 体外診断用医薬品製造業登録に係るもの1件につき24,800円
再生医療等製品の製造販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	1件につき155,300円
再生医療等製品の製造販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第2項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき125,900円
医療機器修理業許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	1件につき70,700円
医療機器修理業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第3項に規定する医療機器修理業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき48,500円
医療機器修理業の修理区分の変更又は追加許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第5項に規定する医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	1件につき17,800円
輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造時適合性調査申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品	ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき47,200円 イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき32,500円



	<p>質管理の方法の基準への適合性調査であって、製造しようとするときに受けるものの申請に対する審査</p>	<p>ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき15,200円</p> <p>エ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき47,200円</p> <p>オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき32,500円</p> <p>カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき15,200円</p> <p>キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあつては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額</p> <p>ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき15,200円</p>
<p>輸出用の医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であつて、製造開始後定期的に受けるものの申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額</p> <p>イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額</p> <p>ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額</p> <p>エ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額</p> <p>オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円</p>

		<p>円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額</p> <p>カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額</p> <p>キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額</p> <p>ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額</p>
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第5条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第6条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき2,900円
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第13条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付	1件につき2,900円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき2,900円
医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の9第1項（医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。）に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の10第1項（医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。）に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付	1件につき2,900円
再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の4第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の5第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき2,900円
製菓衛生師免許手数料	製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第3条の規定に基づく製菓衛生師の免許	1件につき5,600円
製菓衛生師試験手数料	製菓衛生師法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施	1件につき9,400円
製菓衛生師免許証書換え交付手数料	製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付	1件につき2,800円
製菓衛生師免許証再交付手数料	製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付	1件につき3,500円
建築物清掃業者登録手数料	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第1号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	1件につき35,000円
建築物空気環境測定業者登録手数料	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	1件につき35,000円
建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同	1件につき35,000円

	項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	
建築物飲料水水質検査業者登録手数料	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者(同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	1件につき35,000円
建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者(同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	1件につき35,000円
建築物排水管清掃業者登録手数料	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物排水管清掃業者(同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	1件につき35,000円
建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者(同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	1件につき35,000円
建築物環境衛生総合管理者登録手数料	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理者(同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。)の登録	1件につき45,000円
第一種動物取扱業登録申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく登録の申請に対する審査	1件につき15,300円
第一種動物取扱業登録更新申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査	1件につき15,300円
特定動物飼養等許可申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1件につき15,500円
特定動物飼養等変更許可申請手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	1件につき11,500円
犬又は猫の引取り手数料	動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	ア 生後91日以上の子犬1頭又は子猫1匹につき2,500円(体重30キログラム以上の犬にあっては、1頭につき3,500円) イ 生後91日未満の子犬1頭又は子猫1匹につき500円
第一種動物取扱業登録証再交付手数料	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	1件につき2,000円
特定動物飼養等	動物の愛護及び管理に関する法律施行	1件につき2,000円

許可証再交付手数料	規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付	
食鳥処理事業許可申請手数料	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定に基づく食鳥処理事業の許可の申請に対する審査	1件につき19,000円
食鳥処理場の構造又は設備の変更許可申請手数料	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	1件につき10,000円
食鳥検査手数料	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	1羽につき3円（沖縄県の休日をも定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの時間以外の時間における食鳥検査にあつては、4円）
確認規程認定申請手数料	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	1件につき5,500円
確認規程変更認定申請手数料	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	1件につき2,300円
地域登録検査機関登録申請手数料	農産物検査法施行令（平成7年政令第357号）第5条第1項の規定に基づく農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の申請に対する審査	1件につき150,000円
地域登録検査機関登録更新申請手数料	農産物検査法施行令第5条第1項の規定に基づく農産物検査法第18条第3項において準用する同法第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	1件につき10,100円
地域登録検査機関変更登録申請手数料	農産物検査法施行令第5条第1項の規定に基づく農産物検査法第19条第1項の規定による登録検査機関の登録事項の変更の申請に対する審査	農産物の種類の増加に係るものにあつては1件につき30,000円、登録区分の増加に係るものにあつては1件につき150,000円
家畜商免許手数料	家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第1項の規定に基づく家畜商の免許	家畜の取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。）に従事する使用人その他の従業者の数が5人以上である場合にあつては1件につき2,500円、これらの従業者の数が1人以上4人以下である場合にあつては1件につき1,900円、その他の場合にあつては1件につき1,600円
家畜商講習手数料	家畜商法第4条の2第1項の規定に基	1人につき3,300円

料	づく講習会の開催	
家畜商免許証書換え交付手数料	家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第5条の規定に基づく家畜商免許証の書換え交付	1件につき1,000円
家畜商免許証再交付手数料	家畜商法施行令第6条の規定に基づく家畜商免許証の再交付	1件につき1,100円
家畜人工授精師免許申請手数料	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定に基づく家畜人工授精師の免許の申請に対する審査	1件につき1,800円
家畜人工授精講習等手数料	家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会等の開催	ア 家畜人工授精に関する講習会については、1人につき32,400円 イ 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会については、1人につき66,000円。ただし、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第24条の2第3項に規定する者にあつては、1人につき33,500円
家畜人工授精所開設許可申請手数料	家畜改良増殖法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	1件につき5,700円
種畜証明書書換え交付手数料	家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	1件につき760円
種畜証明書再交付手数料	家畜改良増殖法施行令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付	1件につき760円
家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	家畜改良増殖法施行令第9条の規定に基づく免許証の書換え交付	1件につき1,700円
家畜人工授精師免許証再交付手数料	家畜改良増殖法施行令第10条第1項の規定に基づく免許証の再交付	1件につき1,700円
家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項若しくは第31条第1項又は第62条の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	ブルセラ病1頭1回につき300円、ヨーネ病（エライザ検査）1頭1回につき600円、ヨーネ病（細菌検査）1頭1回につき300円、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）1頭1回につき6,000円（検査後県の施設において牛の死体の焼却を行う場合にあつては20,000円）、馬伝染性貧血1頭1回につき650円、ピロプラズマ病1頭1回につき100円、結核病1頭1回につき300円、腐蛆病1群につき70円、馬パラチフス1頭1回につき400円、家きんサルモネラ感染症1羽1回につき15円、

		<p>トリコモナス病 1 頭 1 回につき 200 円、鶏マイコプラズマ病 1 頭 1 回につき 15 円、トキソプラズマ病 1 頭 1 回につき 200 円、牛カンピロバクター症 1 頭 1 回につき 250 円、オーエスキー病 1 頭 1 回につき 400 円</p> <p>病理組織学検査 1 頭 1 回につき 1,500 円、血液検査 1 頭 1 回につき 200 円、血液生化学検査 1 頭 1 回につき 1,000 円、細菌検査（又は薬剤感受性試験） 1 頭 1 回につき 1,500 円、抗体検査（鶏以外） 1 頭 1 回につき 1,000 円、抗体検査（鶏） 1 羽 1 回につき 200 円、寄生虫検査 1 頭 1 回につき 500 円、PCR 検査 1 頭 1 回につき 2,500 円</p>
<p>家畜の注射又は薬浴の手数料</p>	<p>家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴</p>	<p>ア 予防注射</p> <p>豚コレラ 1 頭 1 回につき 160 円、豚丹毒 1 頭 1 回につき 200 円、流行性脳炎 1 頭 1 回につき 300 円、ニューカッスル病 2 種混合 1 羽 1 回につき 15 円、ニューカッスル病 6 種混合 1 羽 1 回につき 36 円、牛流行熱 1 頭 1 回につき 300 円、イバラキ病 1 頭 1 回につき 300 円、牛流行熱・イバラキ病混合 1 頭 1 回につき 550 円、アカバネ病 1 頭 1 回につき 900 円、牛異常産 3 種混合 1 頭 1 回につき 1,400 円、家きんコレラ 1 羽 1 回につき 10 円、炭疽 1 頭 1 回につき 312 円、気腫疽 1 頭 1 回につき 207 円、マレツク病 1 羽 1 回につき 13 円、豚伝染性胃腸炎 1 頭 1 回につき 660 円、豚伝染性萎縮性鼻炎 1 頭 1 回につき成豚 480 円、子豚 150 円、牛伝染性鼻気管炎 1 頭 1 回につき 380 円、鶏伝染性気管支炎 1 羽 1 回につき 10 円、鶏伝染性喉頭気管炎 1 羽 1 回につき 10 円、豚丹毒不活化 1 頭 1 回につき 250 円、オーエスキー病 1 頭 1 回につき 250 円、その他のもの 1 頭 1 回につき 157 円に動生剤費を加えた額</p> <p>イ 薬浴</p>

		噴霧法にあつては牛、馬、豚、山羊、めん羊その他1頭1回につき70円、プアオン法にあつては牛、馬、豚、山羊、めん羊その他1頭1回につき236円
家畜投薬手数料	家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬	牛1頭1回につき150円、馬、豚、山羊、めん羊その他1頭1回につき350円
家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料	家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項又は第5項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付	1件につき400円
転飼許可申請手数料	養ほう振興法（昭和30年法律第180号）第4条第1項の規定に基づく転飼の許可の申請に対する審査	1場所につき150円にほう群数を乗じて得た金額（その金額が2,300円を超えるときは、2,300円）
家畜市場登録申請手数料	家畜取引法（昭和31年法律第123号）第3条の規定に基づく家畜市場の登録の申請に対する審査	1件につき17,000円
家畜市場登録証書換え交付手数料	家畜取引法第9条第1項の規定に基づく家畜市場登録証の書換え交付	1件につき3,800円
家畜市場登録証再交付手数料	家畜取引法第9条第2項の規定に基づく家畜市場登録証の再交付	1件につき6,400円
標準鶏認定申請手数料	養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第5条第1項の規定に基づく標準鶏の認定の申請に対する審査	1羽につき40円
ふ化業者登録申請手数料	養鶏振興法第7条第1項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査	1件につき7,900円
ふ化場確認申請手数料	養鶏振興法第7条第2項又は第8条第1項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査	1件につき7,900円
肥料登録手数料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項又は第2項の規定に基づく肥料の登録	肥料取締法第4条第1項第6号の肥料に係るものにあつては1件につき19,000円、同項第7号の肥料に係るものにあつては1件につき37,000円
肥料登録更新手数料	肥料取締法第12条第2項の規定に基づく肥料の登録の更新	肥料取締法第4条第1項第6号の肥料に係るものにあつては1件につき4,000円、同項第7号の肥料に係るものにあつては1件につき8,000円
生産事業者登録手数料	林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づく生産事業者の登録	1件につき6,400円



生産事業者講習手数料	林業種苗法第11条第1項の規定に基づく講習会の開催	1人につき14,000円
生産事業者の登録証の書換え交付手数料	林業種苗法第13条第1項の規定に基づく生産事業者の登録証の書換え交付	1件につき3,500円
生産事業者の登録証の再交付手数料	林業種苗法第13条第2項の規定に基づく生産事業者の登録証の再交付	1件につき3,000円
種苗証明申請手数料	林業種苗法第20条第2項の規定に基づく種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明の申請に対する審査	1件につき、36,000円に次に掲げる額を合算した額 ア 種穂については、種子1キログラムにつき5,900円として、穂木については1万本につき5,100円として計算した額 イ 苗木については、幼苗にあつては1万本につき3,600円として、幼苗以外の苗木にあつては1万本につき5,700円に証明に係る事実の確認の回数を乗じて得た額として計算した額
漁業権免許申請手数料	漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	1件につき3,700円
漁業権共有認可申請手数料	漁業法第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する審査	1件につき3,700円
漁業権分割変更免許申請手数料	漁業法第22条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	1件につき2,500円
定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料	漁業法第24条第2項の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	1件につき1,200円
漁業権移転認可申請手数料	漁業法第26条第1項ただし書の規定に基づく定置漁業権又は区画漁業権の移転の認可の申請に対する審査	1件につき1,200円
休業中の漁業許可申請手数料	漁業法第36条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の漁業の許可の申請に対する審査	1件につき2,500円
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	1件につき2,900円
5トン以上の漁船を使用して行	漁業法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用	1件につき2,400円

う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	
免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	漁業登録令（昭和26年政令第292号）第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付	用紙1枚につき520円
免許漁業原簿閲覧手数料	漁業登録令第10条第1項の規定に基づく免許漁業原簿又はその附属書類を閲覧に供する事務	1回につき280円
漁船登録申請手数料	漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づく漁船の登録の申請に対する審査	無動力漁船にあつては1隻につき4,600円、総トン数20トン未満の動力漁船にあつては1隻につき6,900円、総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船にあつては1隻につき7,400円、総トン数100トン以上の動力漁船にあつては1隻につき7,900円
漁船登録票再交付手数料	漁船法第12条第3項の規定に基づく漁船の登録票の再交付	1隻につき2,400円
漁船検認手数料	漁船法第13条の規定に基づく漁船及び登録票の検認	1隻につき3,600円
漁船登録変更申請手数料	漁船法第17条第1項の規定に基づく漁船の変更の登録の申請に対する審査	無動力漁船にあつては1隻につき2,300円、総トン数20トン未満の動力漁船にあつては1隻につき3,400円、総トン数20トン以上100トン未満の動力漁船にあつては1隻につき3,700円、総トン数100トン以上の動力漁船にあつては1隻につき4,000円
漁船登録謄本交付手数料	漁船法第21条の規定に基づく漁船の登録謄本の交付	用紙1枚につき440円
輸出水産物製造事業場登録申請手数料	輸出水産物の振興に関する法律（昭和29年法律第154号）第3条第1項の規定に基づく輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録の申請に対する審査	1件につき12,000円
小型漁船総トン数測度手数料	小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第1条の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度	ア 5トン以上20トン未満の漁船であつて、全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合にあつては1隻につき37,000円、その他の容積の測度を行う場合にあつては1隻につき26,000円 イ 3トン以上5トン未満の漁船であつて、実測により全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合にあつては1隻につき15,000円、その他の容積の測度を行う場合にあつては1隻につき9,900円

		<p>ウ 3トン未満の漁船であって、実測により容積の測度を行う場合にあっては、1隻につき9,900円</p> <p>エ 5トン未満の漁船であって、実測によらずに容積の測度を行う場合にあっては、1隻につき700円</p>
遊漁船業者登録申請手数料	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく遊漁船業者登録の申請に対する審査	1件につき15,000円
遊漁船業者更新登録申請手数料	遊漁船業の適正化に関する法律第3条第2項の規定に基づく遊漁船業者更新登録の申請に対する審査	1件につき12,000円
遊漁船業務主任者講習会受講手数料	遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第10条第1項第3号の規定に基づく遊漁船業務主任者の養成のための講習会の開催	1人につき6,000円
採石業者登録申請手数料	採石法（昭和25年法律第291号）第32条の規定に基づく採石業者の登録の申請に対する審査	1件につき18,000円
採石業務管理者試験合格者と同資格の認定申請手数料	採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく採石業務管理者試験合格者と同以上の知識及び技能を有するとの認定の申請に対する審査	1件につき6,700円
採石業務管理者試験手数料	採石法第32条の13第1項の規定に基づく業務管理者試験の実施	1件につき8,100円
岩石採取計画認可申請手数料	採石法第33条の規定に基づく岩石の採取計画の認可の申請に対する審査	1採取計画につき52,330円
岩石採取計画変更認可申請手数料	採石法第33条の5の規定に基づく岩石の採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1採取計画につき33,330円
砂利採取業者登録申請手数料	砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の規定に基づく砂利採取業者の登録の申請に対する審査	1件につき13,000円
砂利採取業務主任者試験合格者と同資格の認定申請手数料	砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく砂利採取業務主任者試験合格者と同以上の知識及び技能を有するとの認定の申請に対する審査	1件につき8,400円
砂利採取業務主任者試験手数料	砂利採取法第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験の実施	1件につき8,000円
河川区域等を除く区域に係る砂利採取計画認可申請手数料	砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（知事が河川管理者として行うものを除く。）	1採取計画につき33,900円
河川区域等の区域に係る砂利採取計画認可申請	砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（知事が河川管理者として行うものに限	1採取計画につき33,900円

手数料	る。)	
河川区域等を除く区域に係る砂利採取計画変更認可申請手数料	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（知事が河川管理者として行うものを除く。）	1 採取計画につき 15,000円
河川区域等の区域に係る砂利採取計画変更認可申請手数料	砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（知事が河川管理者として行うものに限る。）	1 採取計画につき 15,000円
全国通訳案内士登録申請手数料	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく全国通訳案内士の登録の申請に対する審査	1 件につき 5,100円
全国通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料	通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく全国通訳案内士登録証の訂正又は同法第24条の規定に基づく全国通訳案内士登録証の再交付	1 件につき 4,000円
地域通訳案内士登録申請手数料	通訳案内士法第57条において準用する同法第18条の規定に基づく地域通訳案内士の登録の申請に対する審査	1 件につき 5,100円
地域通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料	通訳案内士法第57条において準用する同法第23条第2項の規定に基づく地域通訳案内士登録証の訂正又は同法第57条において準用する同法第24条の規定に基づく地域通訳案内士登録証の再交付	1 件につき 4,000円
旅行業新規登録申請手数料	旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項の規定に基づく旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する旅行業の登録の申請に対する審査	1 件につき 19,000円
旅行者代理業新規登録申請手数料	旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第3条に規定する旅行者代理業の登録の申請に対する審査	1 件につき 15,000円
旅行業更新登録申請手数料	旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の3第1項に規定する旅行業の有効期間の更新の登録の申請に対する審査	1 件につき 17,000円
旅行業変更登録申請手数料	旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づく旅行業法第6条の4第1項に規定する旅行業の変更登録の申請に対する審査	1 件につき 11,000円
旅行サービス手配業新規登録申請手数料	旅行業法施行令第5条第2項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	1 件につき 15,000円
建設機械の打刻又は検認の申請手数料	建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）第3条又は附則第2項の規定に基づく建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第4条第1項に規定する建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査	1 件につき 36,000円
浄化槽工事業登録申請手数料	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく浄化槽工事業に	1 件につき 33,000円

	係る登録の申請に対する審査	
浄化槽工事業更新登録申請手数料	浄化槽法第21条第3項の規定に基づく浄化槽工事業に係る更新の登録の申請に対する審査	1件につき26,000円
浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料	浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付	用紙1枚につき680円
浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料	浄化槽法第23条第3項の規定に基づく浄化槽工事業者登録簿を閲覧に供する事務	1回につき430円
解体工事業登録申請手数料	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定に基づく解体工事業に係る登録の申請に対する審査	1件につき33,000円
解体工事業登録更新申請手数料	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第2項の規定に基づく解体工事業に係る登録の更新の申請に対する審査	1件につき26,000円
土地使用权等取得裁定申請手数料	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第10条第1項の規定に基づく土地使用权等の取得の裁定の申請に対する審査	次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 100,000円以下のもの 27,000円 イ 100,000円を超え1,000,000円以下のもの 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額 ウ 1,000,000円を超え5,000,000円以下のもの 75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額 エ 5,000,000円を超え20,000,000円以下のもの 211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額 オ 20,000,000円を超え100,000,000円以下のもの 264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額 カ 100,000,000円を超えるもの 360,100円

<p>土地等使用権存続期間延長裁定申請手数料</p>	<p>所有者不明土地法第19条第1項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 100,000円以下のもの 27,000円</p> <p>イ 100,000円を超え1,000,000円以下のもの 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額</p> <p>ウ 1,000,000円を超え5,000,000円以下のもの 75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額</p> <p>エ 5,000,000円を超え20,000,000円以下のもの 211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額</p> <p>オ 20,000,000円を超え100,000,000円以下のもの 264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額</p> <p>カ 100,000,000円を超えるもの 360,100円</p>
<p>収用又は使用裁定申請手数料</p>	<p>所有者不明土地法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく収用又は使用の裁定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 100,000円以下のもの 27,000円</p> <p>イ 100,000円を超え1,000,000円以下のもの 27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額</p> <p>ウ 1,000,000円を超え5,000,000円以下のもの 75,600円に損失の補償金の見積額の1,000,000円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額</p> <p>エ 5,000,000円を超え</p>

		<p>20,000,000円以下のもの 211,600円に損失の補償金の見積額の5,000,000円を超える部分が1,000,000円に達するごとに3,500円を加えた額</p> <p>オ 20,000,000円を超え 100,000,000円以下のもの 264,100円に損失の補償金の見積額の20,000,000円を超える部分が4,000,000円に達するごとに4,800円を加えた額</p> <p>カ 100,000,000円を超えるもの 360,100円</p>
特殊車両通行許可申請手数料	道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定に基づく同条第1項に規定する特殊車両の通行の許可の申請に対する審査	1 通行経路につき200円
開発行為許可申請手数料	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	<p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき8,600円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき22,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき43,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき170,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき220,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき300,000円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき13,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき30,000円、0.3ヘクタール以上</p>

		<p>0.6ヘクタール未満のときは1件につき65,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき120,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき200,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき270,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき340,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき480,000円</p> <p>ウ その他の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき200,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき260,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき390,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき510,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき660,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき870,000円</p>
<p>開発行為変更許可申請手数料</p>	<p>都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ開発行為許可申請手数料の項金額の欄に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号まで</p>



		(同法附則第5項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料の項金額の欄に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき46,000円
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	1件につき26,000円
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合にあつては1件につき6,900円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合にあつては1件につき18,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合にあつては1件につき39,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合にあつては1件につき69,000円、1ヘクタール以上の場合にあつては1件につき97,000円
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合にあつては1件につき1,700円 イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合にあつて

		は、1件につき2,700円 ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合にあっては、1件につき17,000円
開発登録簿の写しの交付手数料	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき470円
積立式宅地建物販売業の許可申請手数料	積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）第3条第1項の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可の申請に対する審査	1件につき80,000円
不動産特定共同事業の許可申請手数料	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査	1件につき80,000円
小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料	不動産特定共同事業法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	1件につき60,000円
小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料	不動産特定共同事業法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき60,000円
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたもの及びあらかじめ同項に規定する住宅性能評価書（以下「住宅性能評価書」という。）の交付を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額） ア 一戸建ての住宅であって、新

築する場合にあっては59,000円、増築又は改築する場合にあっては87,000円

イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 500平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては137,000円、増築又は改築する場合にあっては201,000円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては216,000円、増築又は改築する場合にあっては319,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては429,000円、増築又は改築する場合にあっては634,000円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては764,000円、増築又は改築する場合にあっては1,132,000円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては1,310,000円、増築又は改築する場合にあっては1,944,000円

(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあっては2,431,000円、増築又は改築する場合にあっては3,607,000円

(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物であって、新築す

		<p>る場合にあつては3,487,000円、増築又は改築する場合にあつては5,173,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物であつて、新築する場合にあつては4,285,000円、増築又は改築する場合にあつては6,357,000円</p>
<p>登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額）</p> <p>ア 一戸建ての住宅であつて、新築する場合にあつては8,000円、増築又は改築する場合にあつては11,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500平方メートル以下の建築物であつて、新築する場合にあつては16,000円、増築又は改築する場合にあつて</p>

		<p>は21,000円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあつては27,000円、増築又は改築する場合にあつては36,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあつては41,000円、増築又は改築する場合にあつては54,000円</p> <p>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあつては74,000円、増築又は改築する場合にあつては99,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあつては127,000円、増築又は改築する場合にあつては169,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあつては218,000円、増築又は改築する場合にあつては287,000円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物であって、新築する場合にあつては284,000円、増築又は改築する場合にあつては370,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物であって、新築する場合にあつては322,000円、増築又は改築する場合にあつては413,000円</p>
<p>登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築</p>

		<p>基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額）</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 15,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500平方メートル以下の建築物 50,000円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 79,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 148,000円</p> <p>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 253,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 389,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 706,000円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 962,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物 1,164,000円</p>
長期優良住宅建	長期優良住宅の普及の促進に関する法	次に掲げる区分に応じ、それぞれ

<p>築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたもの及びあらかじめ住宅性能評価書の交付を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第 1 の 1 の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第 1 の 2 の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第 6 条の 3 第 7 項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第 2 の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額）</p> <p>ア 一戸建ての住宅であつて、新築する場合にあつては 29,000 円、増築又は改築する場合にあつては 43,000 円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項金額の欄イ（ア）から（ク）までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
<p>登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出がある場合にあつて</p>

	<p>ものに限る。) の認定の申請に対する審査</p>	<p>は、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額）</p> <p>ア 一戸建ての住宅であつて、新築する場合にあつては4,000円、増築又は改築する場合にあつては5,000円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に応じ、登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項金額の欄イ（ア）から（ク）までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
<p>登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>あらかじめ住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（変更部分について同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の4に規定す</p>



		<p>る昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額）</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 7,500円</p> <p>イ 共同住宅等の場合 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書の交付を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の項金額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	4,000円
長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	4,000円
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合し	認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併

<p>ていることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関（住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「評価機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）</p> <p>ア 住戸</p> <p>(ア) 1戸の場合 24,000円</p> <p>(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 49,000円</p> <p>(ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 69,000円</p> <p>(エ) 10戸を超え25戸以下の場合 98,000円</p> <p>(オ) 25戸を超え50戸以下の場合 142,000円</p> <p>(カ) 50戸を超え100戸以下の場合 205,000円</p> <p>(キ) 100戸を超え200戸以下の場合 281,000円</p> <p>(ク) 200戸を超え300戸以下の場合 371,000円</p> <p>(ケ) 300戸を超える場合 433,000円</p> <p>イ 共同住宅等の共用部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 78,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 129,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 205,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合</p>
---	--

		<p>266,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 322,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 372,000円</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 172,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 275,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 395,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 488,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 579,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 658,000円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除</p>

く。)にあつては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額)を加算した額)

ア 住戸

(ア) 1戸の場合 3,300円

(イ) 1戸を超え5戸以下の  
場合 6,900円

(ウ) 5戸を超え10戸以下の  
場合 11,000円

(エ) 10戸を超え25戸以下の  
場合 20,000円

(オ) 25戸を超え50戸以下の  
場合 34,000円

(カ) 50戸を超え100戸以下の  
場合 62,000円

(キ) 100戸を超え200戸以下  
の場合 100,000円

(ク) 200戸を超え300戸以下  
の場合 129,000円

(ケ) 300戸を超える場合  
137,000円

イ 共同住宅等の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方  
メートル以下の場合 6,900  
円

(イ) 床面積の合計が300平方  
メートルを超え2,000平方メ  
ートル以下の場合 20,000  
円

(ウ) 床面積の合計が2,000平  
方メートルを超え5,000平方  
メートル以下の場合  
62,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平  
方メートルを超え10,000平  
方メートル以下の場合  
100,000円

(オ) 床面積の合計が10,000  
平方メートルを超え25,000  
平方メートル以下の場合  
129,000円

(カ) 床面積の合計が25,000  
平方メートルを超える場合  
158,000円

ウ 住宅以外の用途に供する部  
分

(ア) 床面積の合計が300平方  
メートル以下の場合 6,900  
円

(イ) 床面積の合計が300平方

		<p>メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 20,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 62,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 100,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 129,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 158,000円</p>
<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）</p> <p>ア 住戸</p> <p>(ア) 1戸の場合 12,000円</p> <p>(イ) 1戸を超え5戸以下の場合 24,500円</p> <p>(ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 34,500円</p> <p>(エ) 10戸を超え25戸以下の場合 49,000円</p> <p>(オ) 25戸を超え50戸以下の場合 71,000円</p> <p>(カ) 50戸を超え100戸以下の</p>

場合 102,500円

(キ) 100戸を超え200戸以下の  
場合 140,500円

(ク) 200戸を超え300戸以下の  
場合 185,500円

(ケ) 300戸を超える場合  
216,500円

イ 共同住宅等の共用部分

(ア) 床面積の合計が300平方  
メートル以下の場合  
39,000円

(イ) 床面積の合計が300平方  
メートルを超え2,000平方メ  
ートル以下の場合 64,500  
円

(ウ) 床面積の合計が2,000平  
方メートルを超え5,000平方  
メートル以下の場合  
102,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平  
方メートルを超え10,000平  
方メートル以下の場合  
133,000円

(オ) 床面積の合計が10,000  
平方メートルを超え25,000  
平方メートル以下の場合  
161,000円

(カ) 床面積の合計が25,000  
平方メートルを超える場合  
186,000円

ウ 住宅以外の用途に供する部  
分

(ア) 床面積の合計が300平方  
メートル以下の場合  
86,000円

(イ) 床面積の合計が300平方  
メートルを超え2,000平方メ  
ートル以下の場合 137,500  
円

(ウ) 床面積の合計が2,000平  
方メートルを超え5,000平方  
メートル以下の場合  
197,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平  
方メートルを超え10,000平  
方メートル以下の場合  
244,000円

(オ) 床面積の合計が10,000  
平方メートルを超え25,000  
平方メートル以下の場合

		<p>289,500円  (カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合  329,000円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更（変更部分について同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに定める額を合算した額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）</p> <p>ア 住戸</p> <p>(ア) 1戸の場合 1,650円  (イ) 1戸を超え5戸以下の場合 3,450円  (ウ) 5戸を超え10戸以下の場合 5,500円  (エ) 10戸を超え25戸以下の場合 10,000円  (オ) 25戸を超え50戸以下の場合 17,000円  (カ) 50戸を超え100戸以下の場合 31,000円  (キ) 100戸を超え200戸以下の場合 50,000円  (ク) 200戸を超え300戸以下の場合 64,500円  (ケ) 300戸を超える場合 68,500円</p> <p>イ 共同住宅等の共用部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 3,450円  (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 10,000円</p>

		<p>円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 31,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 50,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 64,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 79,000円</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下の場合 3,450円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合 10,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合 31,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の場合 50,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下の場合 64,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える場合 79,000円</p>
サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査	<p>次に掲げるサービス付き高齢者向け住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 10戸以下の場合 24,000円</p> <p>イ 10戸を超え20戸以下の場合 28,000円</p> <p>ウ 20戸を超え30戸以下の場合 31,000円</p> <p>エ 30戸を超え40戸以下の場合</p>



		<p>35,000円</p> <p>オ 40戸を超え50戸以下の場合 39,000円</p> <p>カ 50戸を超え70戸以下の場合 46,000円</p> <p>キ 70戸を超え100戸以下の場合 56,000円</p> <p>ク 100戸を超える場合 67,000円</p>
サービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請手数料	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査	<p>次に掲げるサービス付き高齢者向け住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 10戸以下の場合 24,000円</p> <p>イ 10戸を超え20戸以下の場合 28,000円</p> <p>ウ 20戸を超え30戸以下の場合 31,000円</p> <p>エ 30戸を超え40戸以下の場合 35,000円</p> <p>オ 40戸を超え50戸以下の場合 39,000円</p> <p>カ 50戸を超え70戸以下の場合 46,000円</p> <p>キ 70戸を超え100戸以下の場合 56,000円</p> <p>ク 100戸を超える場合 67,000円</p>
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積（一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）の算定対象としない建築物の部分の床面積を除く。以下この項から建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料の項までにおいて同じ。）の合計ごとに定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は</p>

通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
215,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
608,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
719,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
820,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
83,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 139,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 223,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
291,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
349,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
410,000円

<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 359,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出又は通知された変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 41,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 69,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メ</p>
-------------------------------	---	--

		<p>メートル未満の場合 111,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 145,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 174,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円</p>
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書を交付するに該当することを証する書面の交付</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更に関する証明書を交付するに該当することを証する書面の交付を求められた変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 304,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 359,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 410,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第</p>

		<p>1 項第 1 号口に定める基準に適合することが明らかな変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係るもの</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 41,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 69,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 111,500円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 145,500円</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 174,500円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 205,000円</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第 2 項の規定に基づく申出がある場合にあつては、建築基準法施行条例別表第 1 の 1 の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては同条例別表第 1 の 2 の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第 6 条の 3 第 7 項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあつては同条例別表第 2 の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分に</p>

については同法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に限る。）による審査を受けた建築物以外の建築物 認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び同法第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額を算出し、これらの額を合計した額

(ア) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
215,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
347,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
494,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
608,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
719,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
820,000円

(イ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

83,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合

139,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合

223,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合

291,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合

349,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合

410,000円

(ウ) 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）

a 床面積が200平方メートル未満の場合 34,000円

b 床面積が200平方メートル以上の場合 38,000円

(エ) 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

66,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合

110,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合

186,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合

265,000円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー

一消費性能判定機関に限る。)による審査を受けた建築物認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び同項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額を算出し、これらの額を合計した額

(ア) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
27,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
77,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
121,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
152,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
190,000円

(イ) 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メ



		<p>一ト未満の場合 27,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）</p> <p>a 床面積が200平方メートル未満の場合 6,000円</p> <p>b 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円</p> <p>(エ) 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定により準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、建築基準法施行条例別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87</p>

		<p>条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては同条例別表第1の2の表に掲げる額を加えた額、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合（同法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを提出するときを除く。）にあっては同条例別表第2の表に掲げる額を加えた額）を加算した額）</p> <p>ア 変更部分について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けた建築物以外の建築物認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び同項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（同法第29条第3項に規定する他の建築物を追加する変更の場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項により算出した額）を算出し、これらの額を合計した額</p> <p>(ア) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 107,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 173,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 247,000円</p>
--	--	--

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
304,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
359,500円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
410,000円

(イ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
41,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
69,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
111,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
145,500円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
174,500円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
205,000円

(ウ) 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）

a 床面積が200平方メートル未満の場合 17,000円

b 床面積が200平方メートル以上の場合 19,000円

(エ) 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
33,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
55,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
93,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合  
132,500円

イ 変更部分について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けた建築物 認定申請された建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物ごとに、その各部分の区分及び同項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額（同法第29条第3項に規定する他の建築物を追加する変更の場合にあっては、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項により算出した額）を算出し、これらの額を合計した額

(ア) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
13,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合

38,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
60,500円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
76,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
95,000円

(イ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合  
13,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合  
38,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合  
60,500円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合  
76,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合  
95,000円

(ウ) 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）

a 床面積が200平方メートル未満の場合 3,000円

b 床面積が200平方メートル以上の場合 3,000円

(エ) 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）

a 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

		<p>5,500円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 10,500円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 22,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 38,500円</p>
<p>建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合に関するものとして申請する場合）</p> <p>（ア）床面積の合計が300平方メートル未満の場合 215,000円</p> <p>（イ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 347,000円</p> <p>（ウ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 494,000円</p> <p>（エ）床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 608,000円</p> <p>（オ）床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 719,000円</p> <p>（カ）床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 820,000円</p> <p>イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準への適合に関するもの</p>

のとして申請する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合

83,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 139,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 223,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合

291,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合

349,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合

410,000円

ウ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(ア) 床面積が200平方メートル未満の場合 34,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 38,000円

エ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(ア) 床面積が200平方メートル未満の場合 18,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 19,000円

オ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請

		<p>する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 66,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 186,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 265,000円</p> <p>カ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 98,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 148,000円</p>
<p>評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等（非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関に限る。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定申請された建築物の各部分の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する経済産業省令・国土交通省令に定める基準に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに定める額を合算した額</p> <p>ア 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合に関するものとして申請する場合)</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円</p>



(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円

イ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準への適合に関するものとして申請する場合）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 77,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 121,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 152,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 190,000円

ウ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請

する場合)

(ア) 床面積が200平方メートル未満の場合 6,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円

エ 住宅部分（共同住宅に係るものを除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(ア) 床面積が200平方メートル未満の場合 6,000円

(イ) 床面積が200平方メートル以上の場合 6,000円

オ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合  
77,000円

カ 住宅部分（共同住宅に係るものに限る。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合に関するものとして申請する場合)

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合  
11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平

		方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 44,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 77,000円
--	--	--

注 令和元年10月31日条例第45号により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行

別表第3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項及び評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

追加〔平成12年条例5号〕、一部改正〔平成12年条例66号・73号・13年9号・31号・43号・14年9号・58号・15年5号・10号・31号・43号・16年8号・41号・17年9号・18年8号・19年5号・8号・10号・49号・50号・58号・20年10号・28号・21年11号・16号・32号・41号・22年10号・30号・23年13号・29号・30号・25年13号・73号・26年12号・13号・48号・27年7号・8号・56号・28年9号・29年6号・24号・35号・30年7号・31年6号・令和元年33号・45号〕